



総務省法令適用事前確認手続（照会書）

平成30年12月19日

総務大臣殿

【照会者】

名称

住所



【上記代理人（連絡先）】

氏名 弁護士 中崎 隆

住所 〒102-007



東京都千代田区九段北1-9-7 東洋Mビル6階

TEL 03-6261-7500

FAX 03-6261-7501

E-Mail ryu@nakasaki-law.com

総務省法令適用事前確認手続規則（平成13年8月29日総務省訓令第197号）第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。但し、照会者名（代理人名を除く）については、公表を希望いたしません。

記

- 1 法令の名称及び条項
犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条及び第8条
- 2 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実
別紙の第1及び第2記載のとおり
- 3 当該事実が照会法令の適用対象となる（ならない）ことに関する照会者の見解及び根拠
別紙の第3記載のとおり

(別紙)

広告効果測定サービス／コール・トラッキング・サービスについての照会

第1 照会事項

照会者（以下「当社」という。）が、想定している以下で示すようなサービス・プラン（以下「本サービス」という。）を実施した場合、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）第4条で定義される特定業務に該当するかどうか。

第2 当社が想定しているサービス・プランの内容

1 情報掲載サイト・広告代理店等向けの広告効果測定サービス

サービスの内容

- (1) 情報掲載サイト／広告代理店／広告掲載媒体（以下、「利用企業」という。）が、情報掲載又は広告の対象となる店舗（以下、「掲載店舗」という。）に対する予約／申込／問合せのための電話によるコール毎の課金等を可能にするために提供する、有償の広告効果測定サービスである。
- (2) 当該情報サイトに対し、掲載店舗（例：レストラン）毎に、予約／申込／問合せ用の電話番号を、当社が割り当てる。
- (3) 当該情報サイトは、その予約用の電話番号をウェブサイトに掲載する。
- (4) 当社は、当該電話番号にかかってきた時刻、件数等の情報を、依頼者（情報掲載サイト）に提供する。

利用条件

- (1) 掲載店舗は、自社ウェブサイト、NTTのイエローページ等において、自己の電話番号をネット上で公表していることを条件とする。
- (2) 当社が付与する電話番号についての利用用途を一定の目的（※）に限定し、名刺への記載、自社ウェブサイトの会社概要における記載、その他の目的外利用を禁止する。

※ 「一定の目的」としては、以下のように、限定された利用目的を想定している。

- 商品・サービス等の購入や役務の提供の申込みの受付を行う業務
- 消費者からのキャンペーン応募や会員登録等の受付を行う業務
- 上記に付随する業務（例：上記に付随する問合せ対応等）

大前提

当社は、郵便物受取サービス、郵便転送サービスは、行っていない。

2 コール・トラッキング・サービス

サービスの内容

当社が提供する ASP（汎用システムの期間貸し）サービスであり、契約者に対して専用電話番号を発行し、当該専用電話番号に対するユーザーからの着信を契約者に転送すると共に、当該架電状況の計測を行うサービスをいう。

具体的には、以下のような内容である。

- (1) 契約者に対する専用電話番号の発行。（当社は、電話会社と自社の名前で契約をし、電話会社から発行された電話番号を、契約者へのサービス提供のために用いる。）
- (2) 専用電話番号に対するユーザーからの着信を契約者が指定する電話番号へと転送。
- (3) 専用電話番号に対するユーザーの架電状況の計測及び当該計測結果の提供。
- (4) コール・トラッキング・サービスの管理画面の利用権限の提供。契約者は、当該管理画面において、原則として、以下の操作を行うことができる。
 - ア ユーザーからの着信の転送に関する設定
 - イ コールの履歴及びレポートの表示
 - ウ 自動音声ガイダンスに関する設定（例：「〇〇のサイトを見ての電話です。」）
 - エ 成果の確認及び判定
- (5) カスタマーサポート（別紙（サービス利用契約の利用申込書を含む）に記載の当社の連絡先に対する、電話・メール等の手段による問い合わせの受付及び問合せに対する回答を含む）。

また、オプションサービスとして、以下のようなサービスを想定している。

- (1) 電話の全件録音サービス
- (2) 電話の転送サービス（契約者の指定する電話番号にかかってきた電話に契約者が出られない場合に、契約者に代わって応答するサービス）
- (3) 当社が付与する電話番号についての利用用途を一定の目的（※）に限定し、名刺への記載、自社ウェブサイトの会社概要における記載、その他の目的外利用を禁止する。

※ 「一定の目的」の範囲については、上述。

利用条件

- (1) 契約者は、自社ウェブサイト、NTT のイエローページ等において、自己が電話会社と契約した電話番号を、インターネット上で公表していることを利用条件とする。
- (2) 当社が付与する電話番号については、名刺への記載、自社ウェブサイトの会社概要

における記載、その他の目的外利用を禁止する。

大前提

当社は、郵便物受取サービス、郵便物転送サービスは、行っていない。

第3 当職の見解と根拠

1 結論

広告効果測定サービス、及び、コール・トラッキング・サービスのいずれについても、特定業務には、該当しないものとする。

2 根拠

(1) 「電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者における疑わしい取引の参考事例」

犯罪収益移転防止法において対象となる「特定業務」には、電話転送サービス業が含まれている（犯罪収益移転防止法2条2項42号、改正により条ずれ予定）。

具体的には、自己の電話番号を当該顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての若しくは当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する役務を提供する業務が特定業務に含まれている。

但し、上記要件を形式的には満たしていても、コールセンター業務等は、電話受付代行業にも、電話転送サービス業にも、該当しないと解されている（総務省総合通信基盤局消費者行政課（平成25年3月5日付け）「電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者における疑わしい取引の参考事例」など）。

この貴庁の解釈は、犯罪収益移転防止制度研究会編著「逐条解説 犯罪収益移転防止法」の見解とは異なる部分もあるように思われるが、(2)・(3)で後述する、FATF 勧告との比較や、海外法との比較等を考慮に入れた場合、至当と考えられ、また、解釈としても既に定着している。

(2) FATF 勧告との比較

FATF 勧告では、「信託及びカンパニーサービスプロバイダー」(Trust&Company Service Provider) が、顧客管理措置の対象となる[非金融機関の]特定事業者 (Designated Non-Financial Business and Professions, DNFBP) として指定されている。カンパニー・サービス・プロバイダーとは、意識をすれば、企業設立関連サービス提供事業者である。

「信託及びカンパニー・サービス・プロバイダー」の定義は、以下のとおりである (FATF 勧告の定義集 [glossary]¹⁾)。

¹ 用語集の財務省による訳については下記参照。

https://www.mof.go.jp/international_policy/convention/fatf/fatf-40_240216_2.pdf

信託及びカンパニー・サービス・プロバイダーとは、FATF 勧告の他の特定事業者に該当せず、以下のいずれかのサービスを第三者に提供するものである。

- ・法人の設立に際しての代理人(agent) [訳者注：行政書士、弁護士、公証人等]
- ・企業の取締役、秘書役、組合のパートナー、その他これと類する地位の者として活動するサービス。
- ・登記用の住所／事業用の住所／施設用、連絡用、又は行政当局との関係での住所を、会社、組合、その他法人のために提供するサービス。
- ・信託の受託者（又はこれと同等な立場の者）としてのサービス（又は受託者をアレンジするサービス）。
- ・第三者のために、株式の名義人 (nominee shareholder) として行動するサービス（又はかかる者をアレンジするサービス）。

上記を見れば分かる通り、カンパニー・サービス・プロバイダーといった場合、ペーパーカンパニーの設立のために必須となる要素（株主／役員／登記のための住所等）について、カバーがされていると言える。電話番号という言葉は定義で出てこない。

電話転送業は、そもそも、上記の定義のうち、いずれにも該当しないと解される。

すなわち、FATF 勧告に基づいては、電話転送業者の規制が求められていないが、詐欺等に、電話転送業者が用いられているという実態に踏まえて、日本独自で犯収法の規制対象とされたものと整理できる。

そうすると、詐欺等の防止のために必要な範囲で、電話転送業者の範囲を定めれば足り、コールセンター業務等のように、詐欺等に悪用されるリスクが低い取引類型については、形式的には「電話転送業」の法律上の定義に該当してしまったとしても、解釈として、特定業務の範囲からはずすという総務省の解釈に合理性が認められると考える。

(3) 海外との比較

欧州反マネロン指令やこれを受けた英国の反マネロン法等においても、「カンパニー・サービス・プロバイダー」の定義は、FATF 勧告と同様である。

そして、英国の「カンパニー・サービス・プロバイダー」についての Q&A によれば、郵便転送業に付随するのではない限り、電話転送サービスだけでは、「カンパニー・サービス・プロバイダー」の業務に当たらないと解されていることが分かる。

米国においても、電話転送業者について、特定事業者として規制されていない²。

(4) 本件への当てはめ

² FATF による米国の相互評価書の 126 頁参照。 <https://www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/reports/mer4/MER-United-States-2016.pdf>

本件で問題となる広告効果測定サービスや、トラッキングサービスについて、(1)で述べた貴庁の見解を前提とした場合、以下の理由から、受注センター／申込み受付センターの類型に該当し、又は、これに準ずるものとして、犯収法の特定業務に該当しないと解することが合理的である。

まず、本サービスにおいては、付与する電話番号の利用目的が、以下のように限定されており、貴庁が示す受注センター申込み受付センターと機能的に変わる所がなく、詐欺等に悪用されるリスクが、低いと考えられる。

- 商品・サービス等の購入や役務の提供の申込みの受付を行う業務
- 消費者からのキャンペーン応募や会員登録等の受付を行う業務
- 上記に付随する業務（例：上記に付随する問合せ対応等）

また、本サービスでは、顧客企業が、自己の電話番号をネット上で公表していることを条件としており、電話番号を隠して、身元を追跡しにくくすることにより、詐欺等を行うという手法をとりにくくしている。

本サービスは、情報掲載サイトで、電話で利用申込／予約等を行った場合に、情報掲載サイトが、掲載店舗に対し、情報掲載委託料として、利用申込／予約等の電話の件数に応じて課金をするというコール課金の導入のためによく用いられるものであるが、掲載店舗からすれば、情報掲載委託料がかかってしまうため、顧客等からの全ての電話が、広告効果測定サービス業者／コール・トラッキング・サービス業者が提供する電話番号にかかることを欲しておらず、当該電話番号と別に、自己の電話番号を有し、かつ、これを公表していることが多い。

本サービスでは、かかる実態にも鑑み、また、特定業務に該当するとされるリスクを低減するため、掲載店舗／顧客企業がネット上で、自己の電話番号を公表していることを条件とし、詐欺等に使われるリスクを下げている。

このような事情にも鑑みれば、本件で想定されている本サービスに係るサービスプランについては、犯収法との関係で、特定業務に該当しないものとして整理することが相当と考える。

以上